

三次市教育委員会告示第 号

三次市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 29 年 3 月 日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示

三次市英語検定料補助金交付要綱（平成 28 年三次市教育委員会告示第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「，英検 3 級及び準 2 級以上」を「，英検 4 級以上」に改める。

附則第 2 項中「平成 29 年 3 月 31 日」を「平成 30 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この告示は，平成 29 年 3 月 30 日から施行する。ただし，第 3 条の改正規定は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。